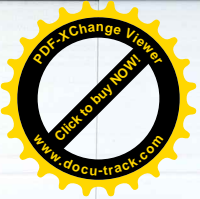


# 硬式空手道ルールブック

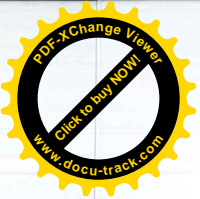


一般社団法人全日本硬式空手道連盟



# 硬式空手道ルールブック

一般社団法人全日本硬式空手道連盟



## はじめに

皆さんもご理解のとおり、硬式空手道の組手試合は、数種ある空手道競技の中で、最もダイナミックであり、見ごたえのあるものです。全日本大会の上位クラスともなると、感動を禁じ得ないとともに、選手たちに畏敬の念さえ抱きます。それもそのはず、選手たちは、大会のために日頃から大変な努力をしてくているのです。まさに血のにじむような稽古をしている選手も少なくないでしょう。

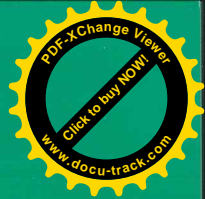
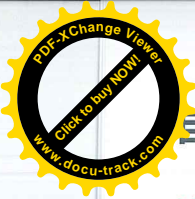
大会の主役は、紛れもなく、そうした選手たちです。しかし、選手たちだけで試合はできません。そこには、公平・公正・中立で、かつ正確なジャッジを行う審判員の存在が不可欠です。

全硬連では、審判技術の向上が最重要と考え、毎年、全国規模の審判技術講習会を開催しているほか、各地区・県でも講習会を実施しています。その際には、審判規定・審判団心得も配布しています。しかしながら、文字だけでは理解しづらい部分もあり、講習会から日にちが経つと、記憶があやふやになったり、誤ったものになってしまうこともあります。

そこで、今般、有効技と審判ジェスチャーをイラストにしたわかりやすいルールブックを製作しました。これにより、審判員の皆さんが自学自習することが可能となりました。

審判員の皆さん、ぜひとも、選手たちに負けにくい審判の「稽古」をしてください。そして、選手たちが安心して試合に集中できるようにしてください。そうすることによって、硬式空手道を一層盛り上げていきましょう。よろしくお願いいたします。

一般社団法人全日本硬式空手道連盟  
代表理事会長 佐久間 清



# 目次

はじめに ...3

目次 ...4

## 1. 有効技の説明 ...5

上段突き ...6 中段突き ...7 上段廻し蹴り ...8 中段廻し蹴り ...9 中段前蹴り ...10 中段後ろ蹴り ...11 上段打ち(背刀) ...12 上段打ち(掌底) ...13 転倒者への寸止め ...14 場外 ...15

## 2. 主審用語及び表示の説明 ...17

① 正面に礼・審判団に礼・お互いに礼 ...18 ② 選手、中 ...18 ③ お互いに礼、(握手) ...19 ④ 勝負 1 本始め ...19 ⑤ やめ ...20 ⑥ もとの位置 ...20 ⑦ -1 赤(青) ~技有り (1 ポイント) ...21 ⑦ -2 赤(青) ~技有り (2 ポイント) ...21 ⑦ -3 赤(青) ~技有り (3 ポイント) ※連続技の場合 ...22 ⑧ 不十分とりません ...22 ⑨ 続けて始め ...23 ⑩ タイム ...23 ⑪ タイム解除 ...24 ⑫ 副審集合 ...24 ⑬ 後しばらく ...25 ⑭ それまで ...25 ⑮ 判定 ...26 ⑯ 引き分け ...26 ⑰ 勝負始め (延長戦) ...27 ⑱ 赤(青) 1 本、赤(青) の勝ち ...27 ⑲ 赤(青) 3 連続技 1 本、赤(青) の勝ち ...28 ⑳ 赤(青) 5 ポイント差 1 本、赤(青) の勝ち ...28 ㉑ ◎対〇、赤(青) の勝ち ...29 ㉒ 青(赤) 場外、赤(青) 技有り ...29 ㉓ 青(赤) 警告 ...30 ㉔ 青(赤) 反則注意、赤(青) 技有り ...30 ㉕ 青(赤) 反則、赤(青) の勝ち ...31 ㉖ 青(赤) 棄権、赤(青) の勝ち ...31

## 3. 審判規定 ...33

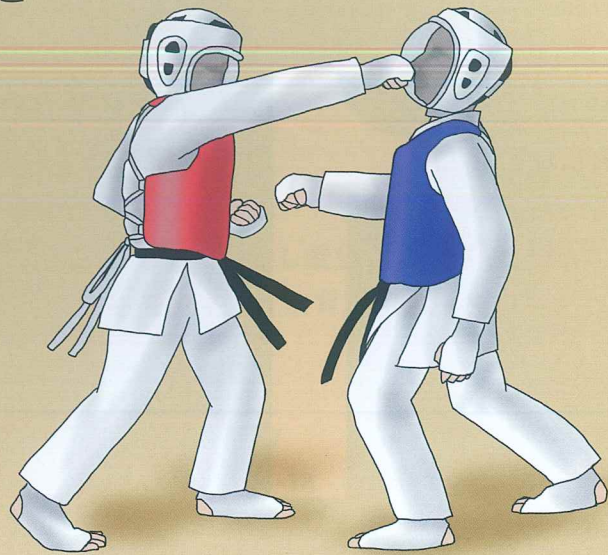
一般社団法人全日本硬式空手道連盟審判規定 ...34 審判団心得 ...42 資格基準 (別表) ...45

おわりに ...48

# 有効技の説明

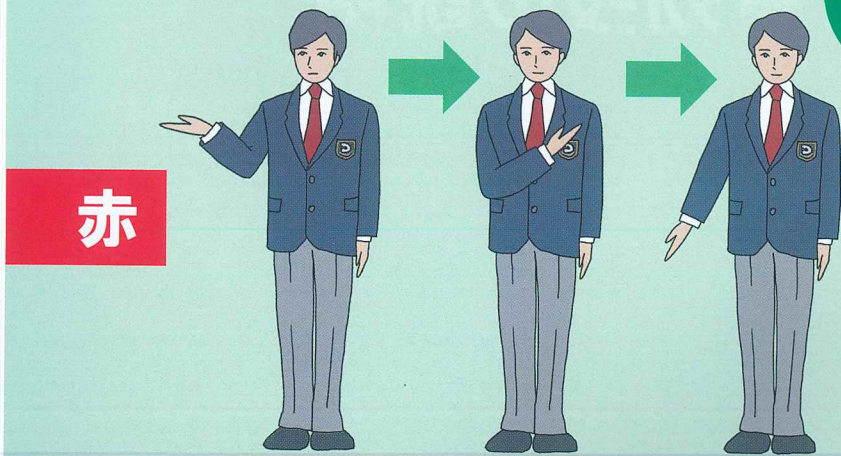
# 1

# 上段突き



「赤(青)上段突き、技有り」

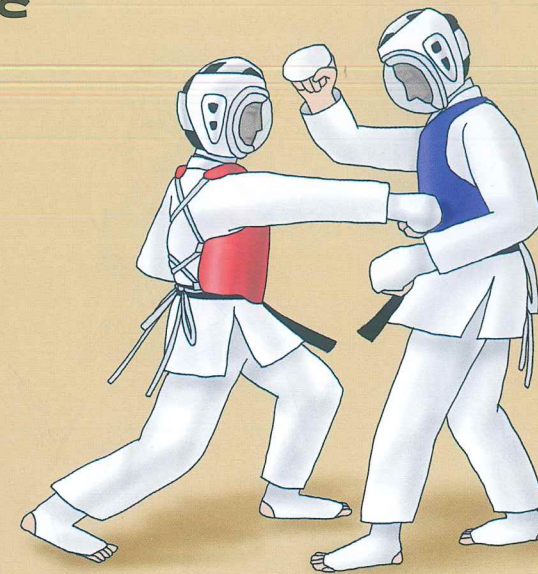
1  
ポイント



技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。

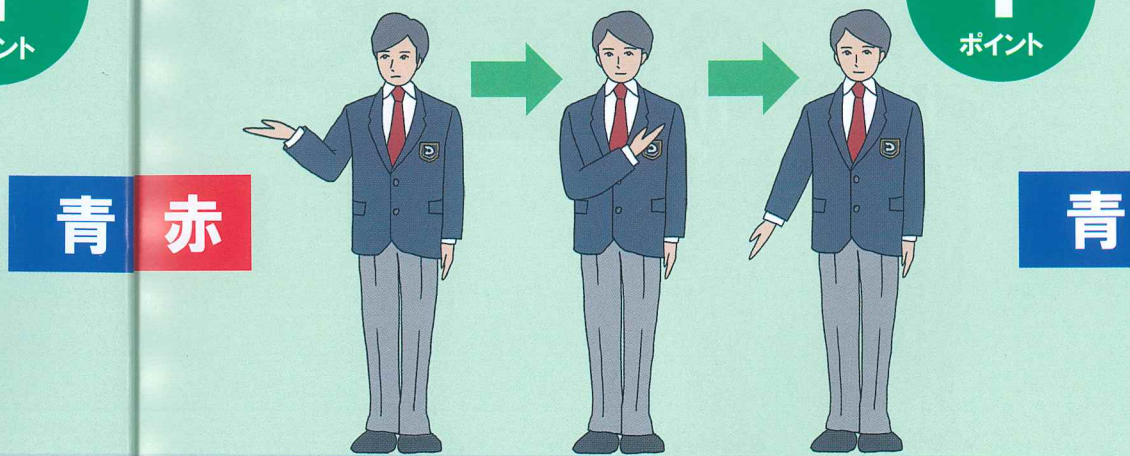
1. 有技の説

# 中段突き

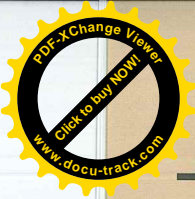


「赤(青)中段突き、技有り」

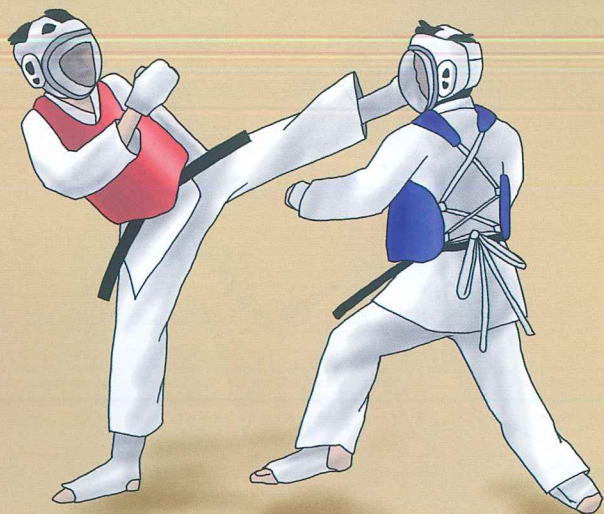
1  
ポイント



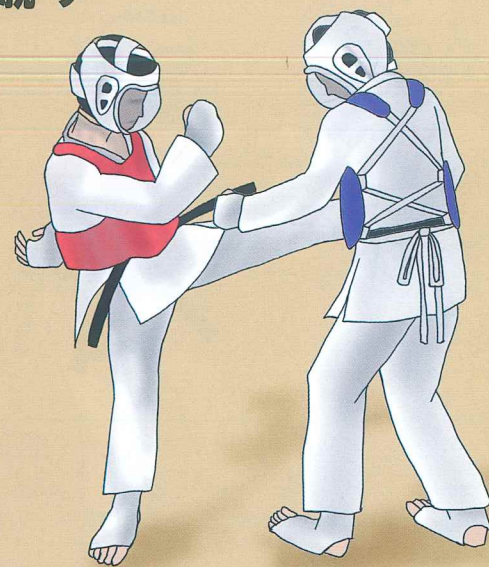
技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。



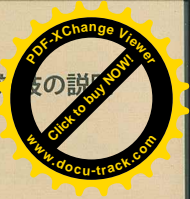
# 上段廻し蹴り



# 中段廻し蹴り

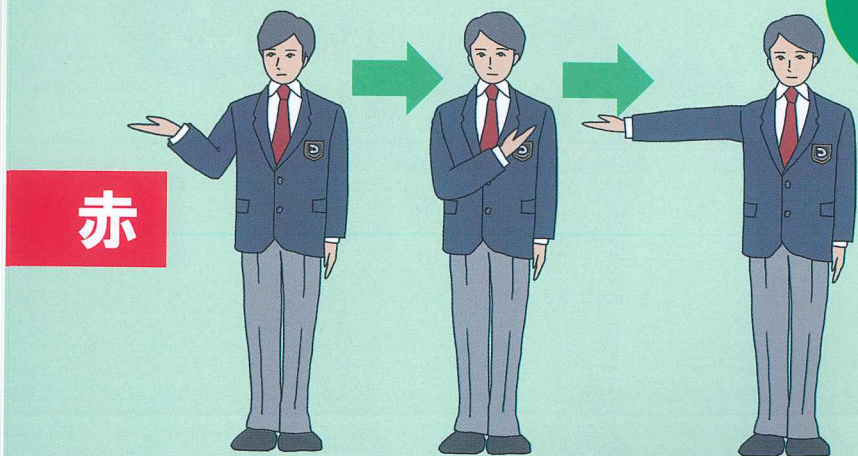


1. 有効技の說明



## 「赤(青)上段蹴り、技有り」

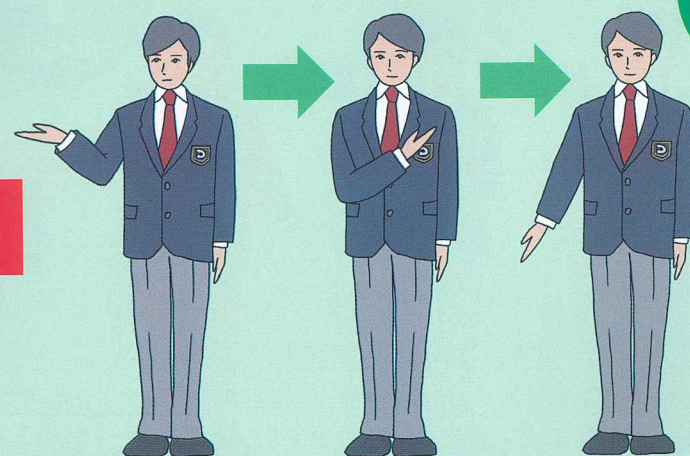
2  
ポイント



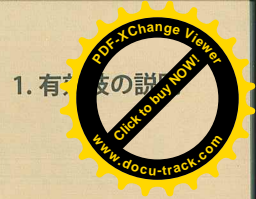
技を決めた者の方向へ腕を真横に伸ばし、掌を上に向ける。

## 「赤(青)中段蹴り、技有り」

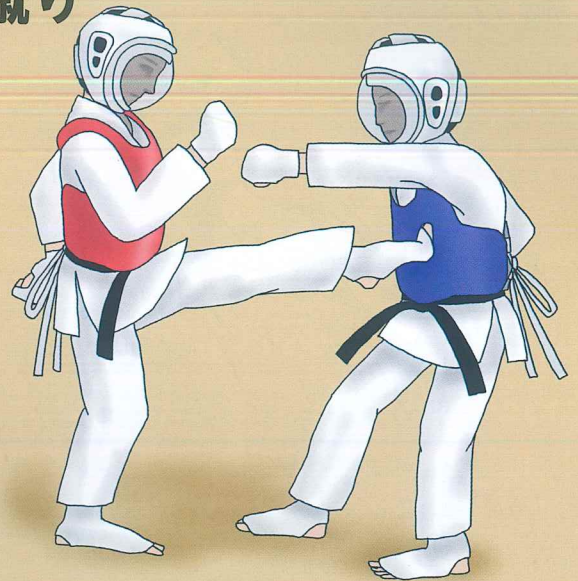
1  
ポイント



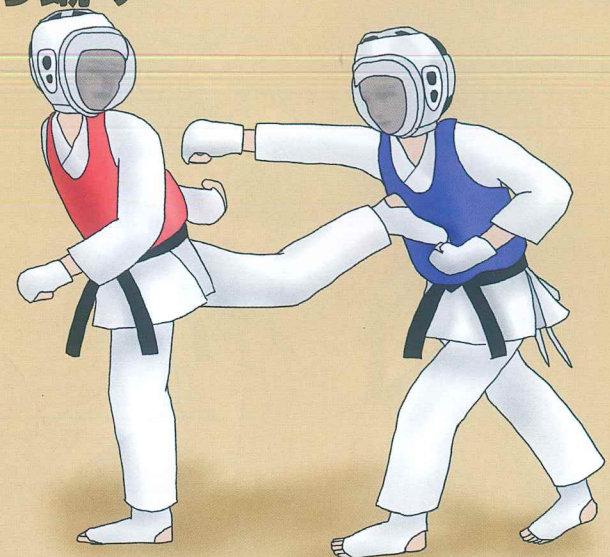
技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。



# 中段前蹴り

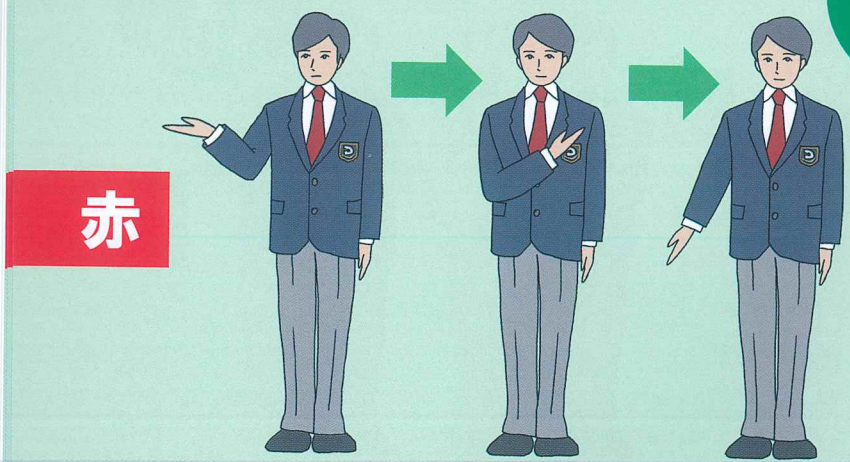


# 中段後ろ蹴り



## 「赤(青)中段蹴り、技有り」

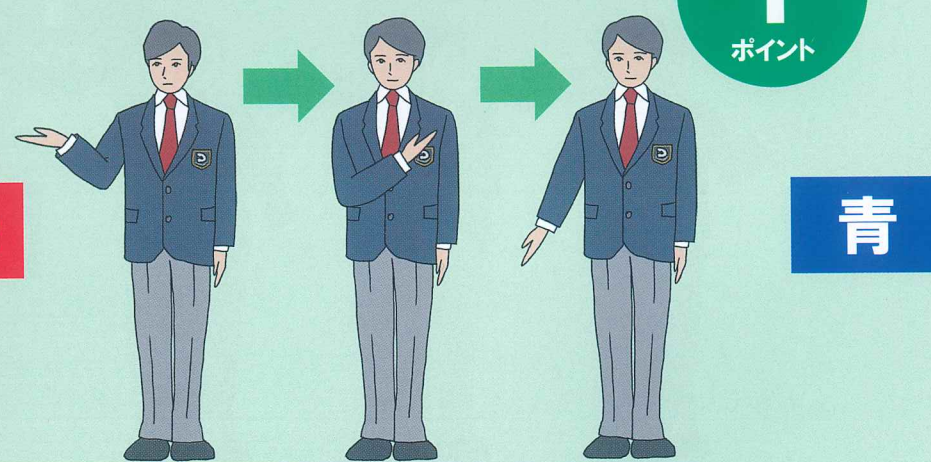
1  
ポイント



技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。

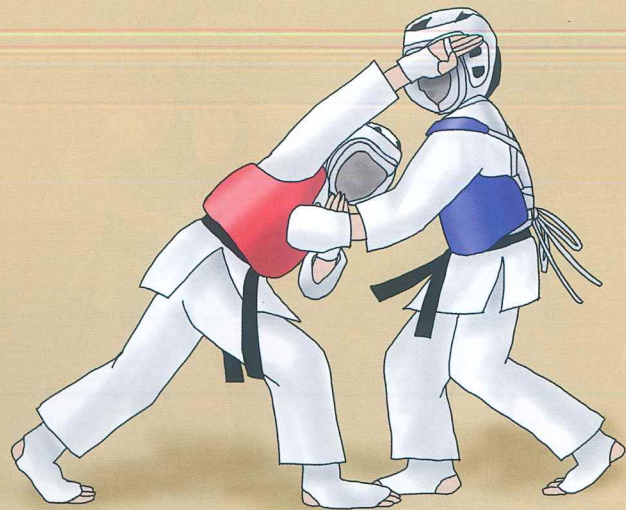
## 「赤(青)中段蹴り、技有り」

1  
ポイント

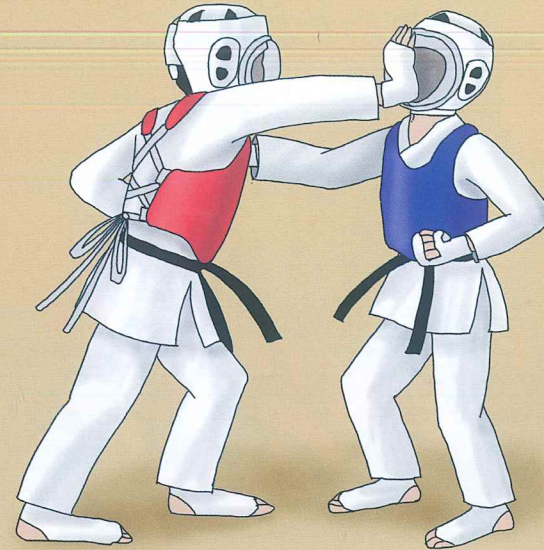


技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。

# 上段打ち(背刀)



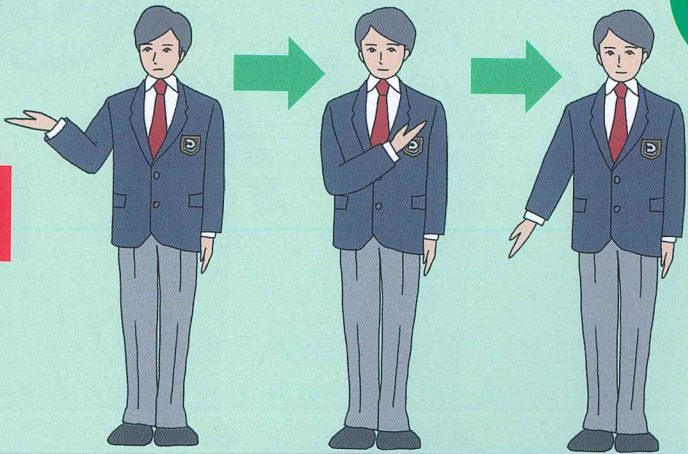
# 上段打ち(掌底)



## 「赤(青)上段打ち、技有り」

**1**  
ポイント

赤



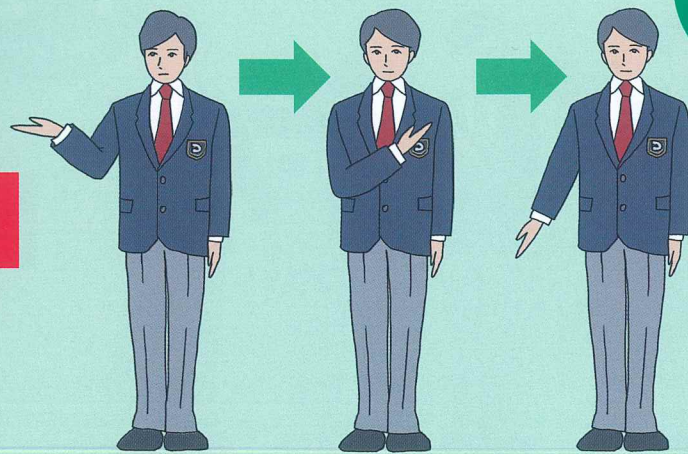
青 赤

技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。

## 「赤(青)上段打ち、技有り」

**1**  
ポイント

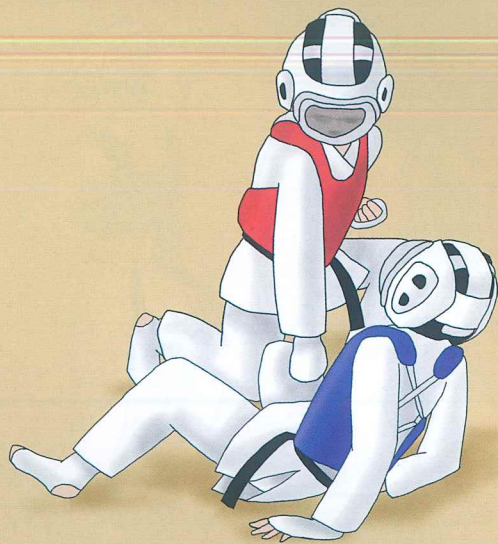
青



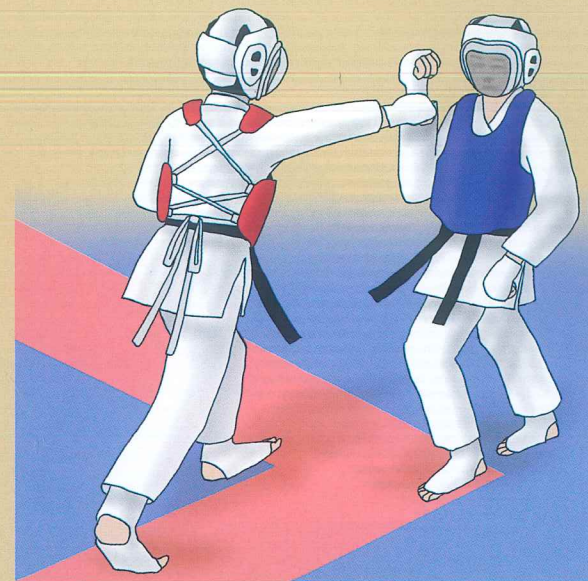
技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。



# 転倒者への寸止め

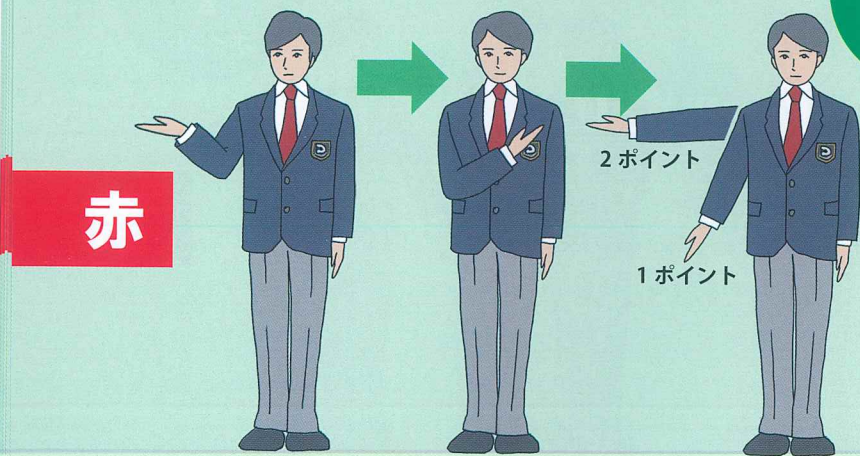


# 場外



## 「赤(青)中段突き、技有り」

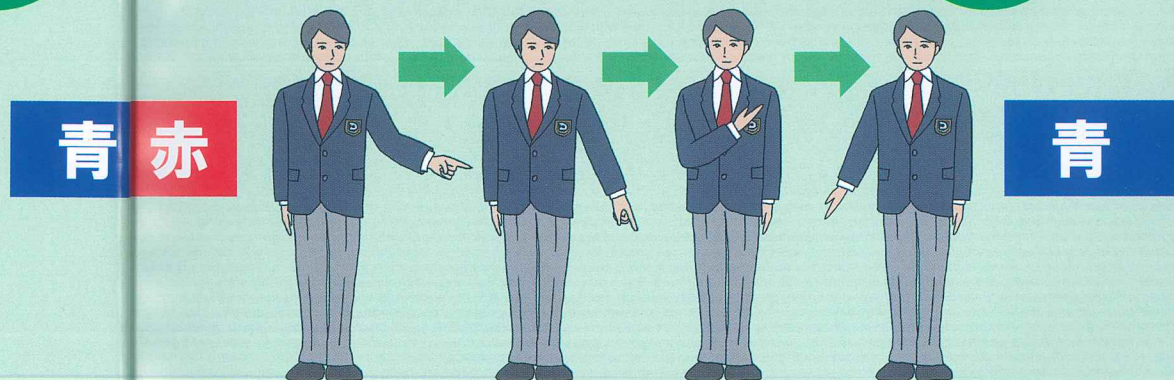
**1 or 2**  
ポイント



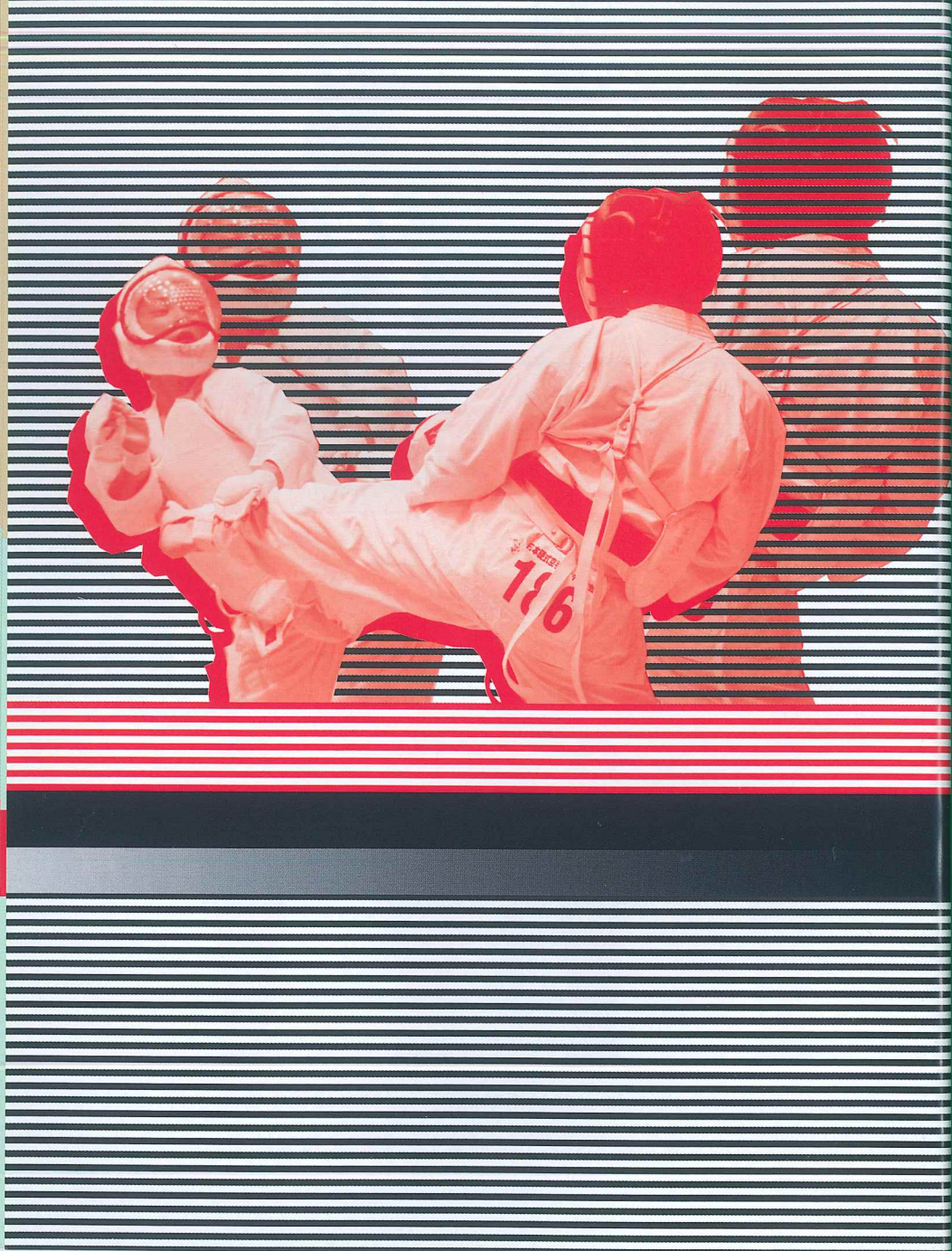
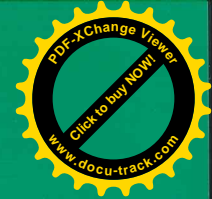
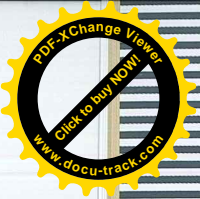
技を決めた者の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。  
完全制圧の場合は 2 ポイント。

## 「青(赤)場外、赤(青)技有り」

**1**  
ポイント

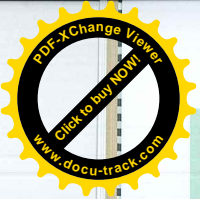


場外となった者に人差し指で腹部・場外を指した後、  
相手方の方向へ腕を斜め下に伸ばし、掌を上に向ける。

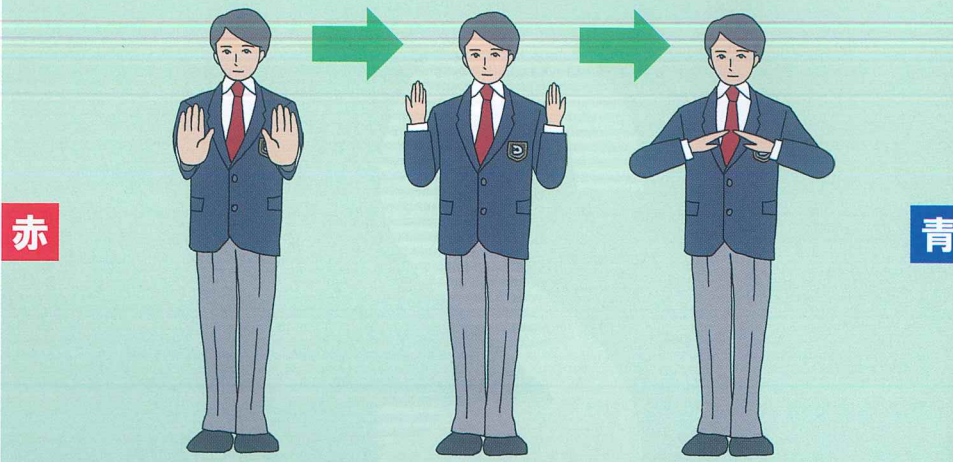


# 2

## 主審用語及び表示の説明



### ① 正面に礼・審判団に礼・お互いに礼



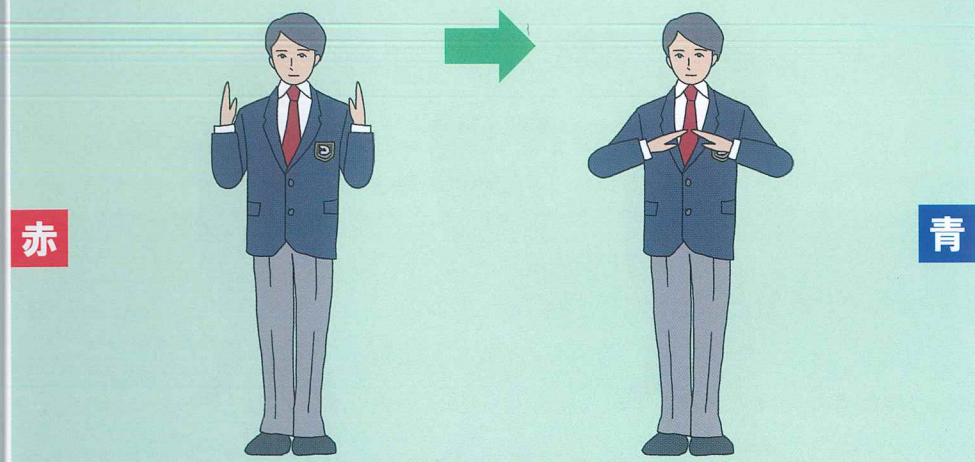
赤

青

競技者・審判団場外所定位置。両手掌を正面に出し礼、両手掌を審判団に引き寄せ礼、最後に競技者同士の礼をとる。



### ③ お互いに礼、(握手)

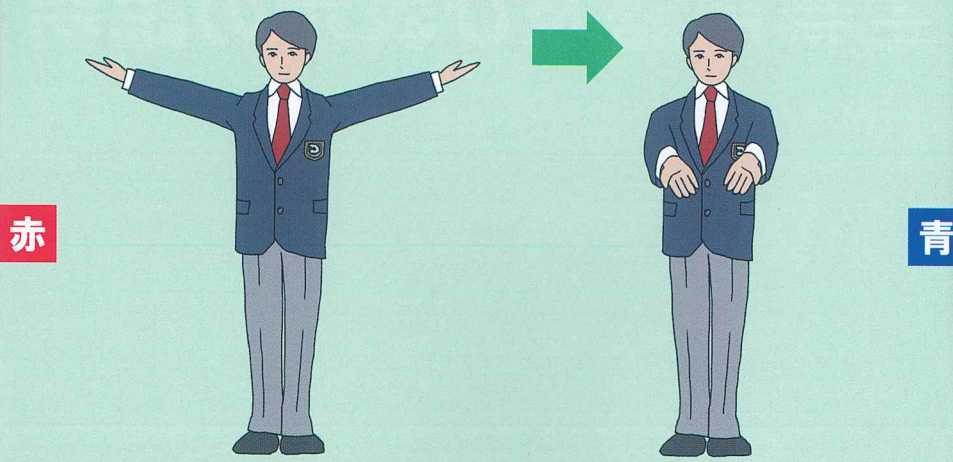


赤

青

両手掌を外から中央に倒し、競技者同士の礼。試合終了の時は競技者同士握手させる。

### ② 選手、中

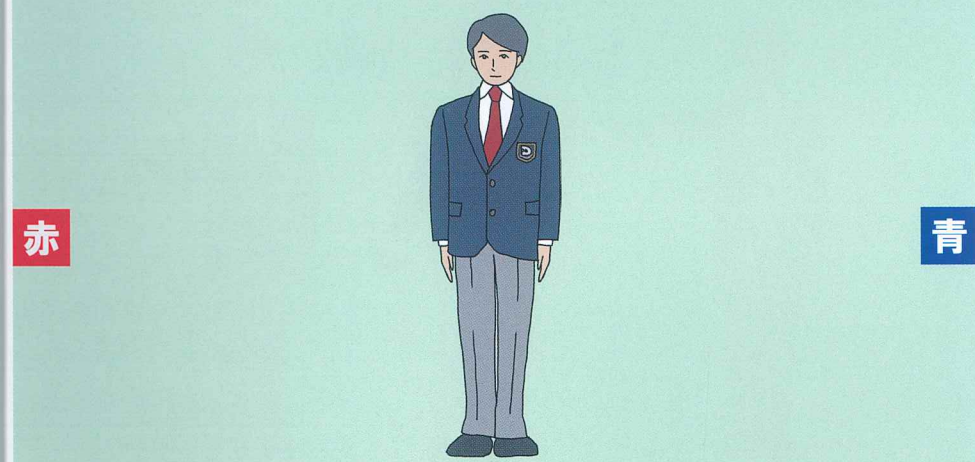


赤

青

主審場外所定位置。甲を下にして手を広げ、競技者を所定の位置に誘導する。

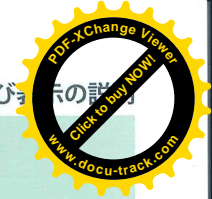
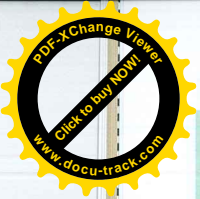
### ④ 勝負1本始め



赤

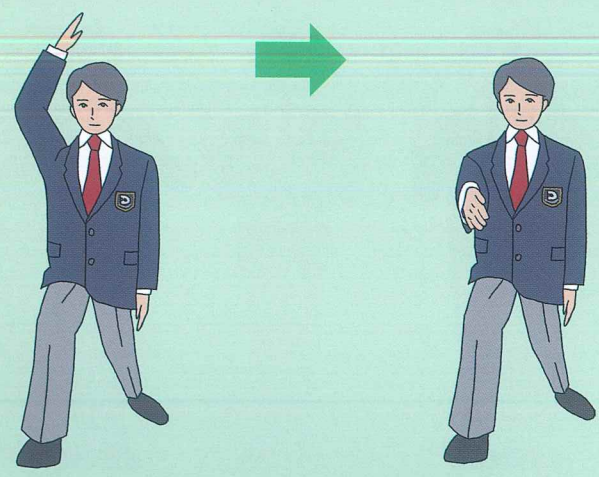
青

競技開始。主審所定位置に直立。



### ⑤ やめ

赤



青

赤

右足を前に出し、右開手にて競技中止を告げる。

### ⑥ もとの位置

赤

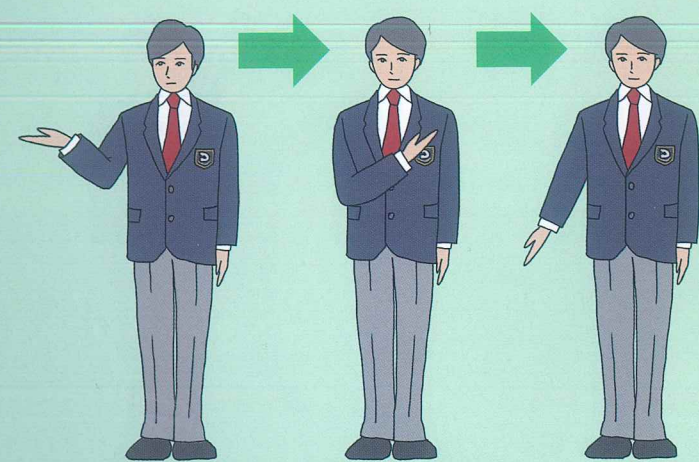


青

赤

競技者・主審所定位置。人差し指にて所定位置を指す。

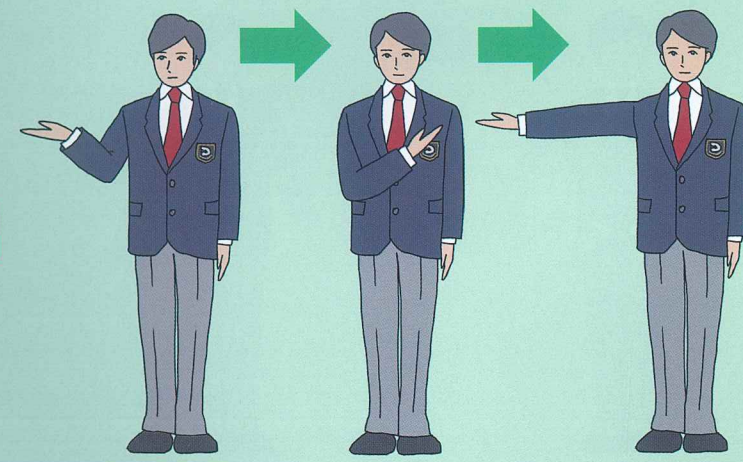
### ⑦ -1 赤（青）～技有り（1ポイント）



青

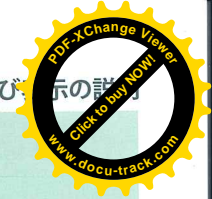
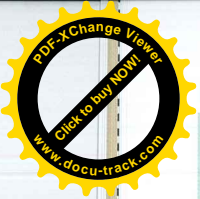
ポイント取得者の胸の高さに手掌を上にして手を出し、決め技をコールし、更に反対側の肩口より斜め下に手掌を上にして腕を伸ばす。

### ⑦ -2 赤（青）～技有り（2ポイント）



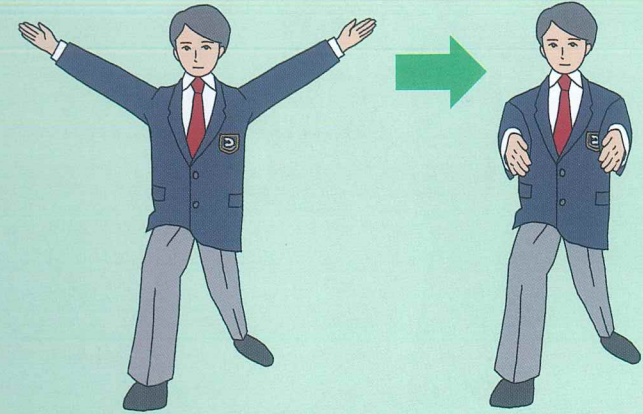
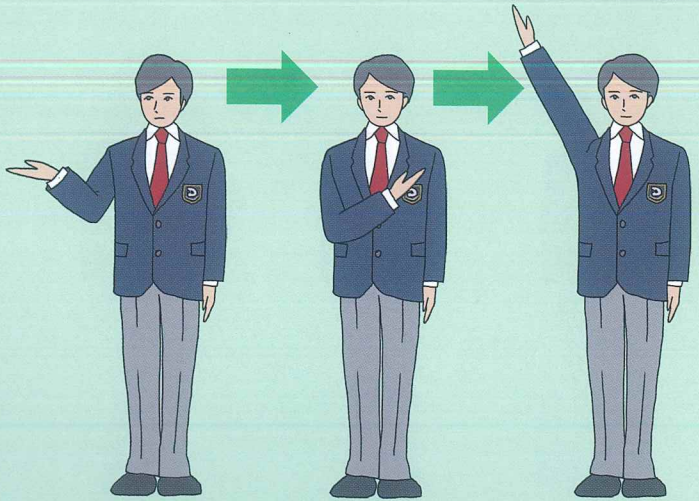
青

ポイント取得者の胸の高さに手掌を上にして手を出し、決め技をコールし、更に反対側の肩口より横に手掌を上にして腕を伸ばす。



### ⑦ -3 赤（青）～技有り（3ポイント）※連続技の場合

### ⑨ 続けて始め



赤

青

赤

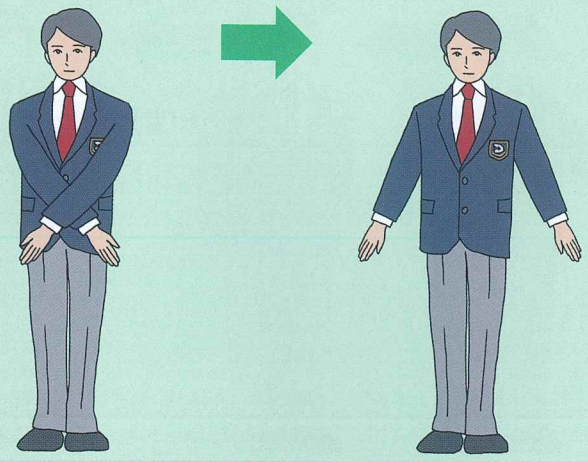
青

ポイント取得者の胸の高さに手掌を上にして手を出し、決め技をコールし、更に反対側の肩口より斜め上に手掌を上にして腕を伸ばす。

所定位置に立ち、左足を引き両腕を斜め上に上げ、大きく広げ、体の前で合わせる。

### ⑧ 不十分 とりません

### ⑩ タイム



赤

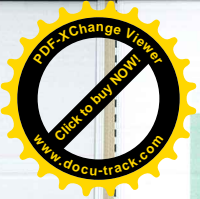
青

赤

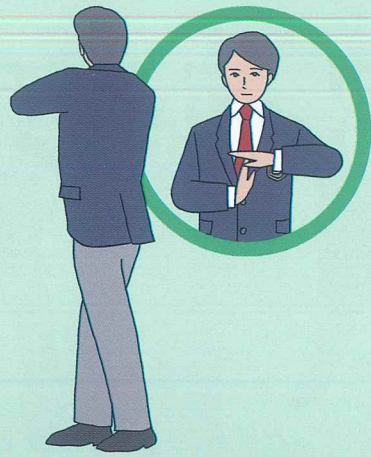
青

両腕を体の前で交差させ、手の甲を上にして斜め下に伸ばす。

両手でTの字を作り、計時係員に競技の中断を知らせる。

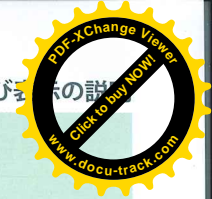


### ⑪ タイム解除



赤

両手でTの字を作り、計時係員に競技の中断の解除を知らせる。



### ⑬ 後しばらく

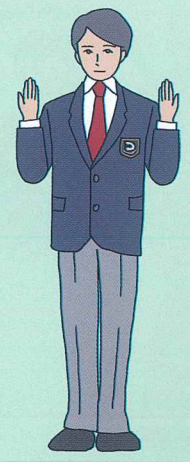


青 赤

青

競技終了 30 秒前を競技者に明確に告げる。

### ⑫ 副審集合



赤

両腕にて合図し、速やかに監査役席前に集合。

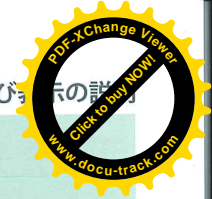
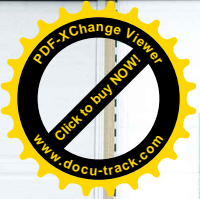
### ⑭ それまで



青 赤

青

競技者・主審所定位置。主審は右手を正面に出し、競技終了を告げる。



### ⑮ 判定

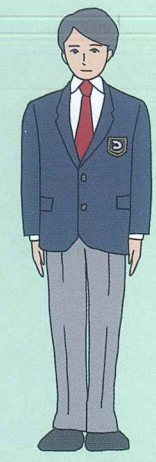
赤



場外所定位置に立ち、長笛及び短笛を吹き副審に表示させ、短笛を吹き、旗を降ろさせ、場内所定位置に戻る。

### ⑰ 勝負始め（延長戦）

青 赤

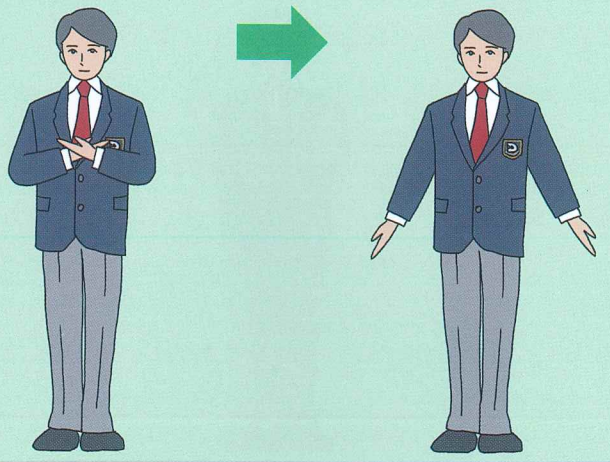


勝負始めと宣し、競技を再開させる。

青

### ⑯ 引き分け

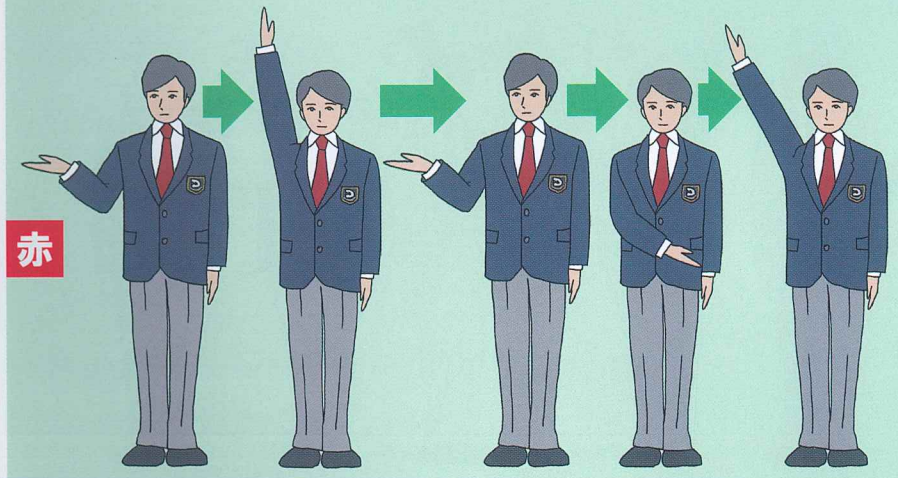
赤



両腕を体の前で交差させ、手掌を上にして斜め下に伸ばす。

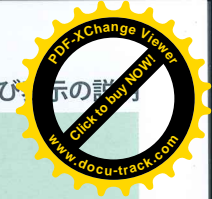
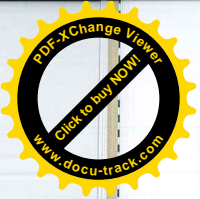
### ⑱ 赤（青）1本、赤（青）の勝ち

青 赤

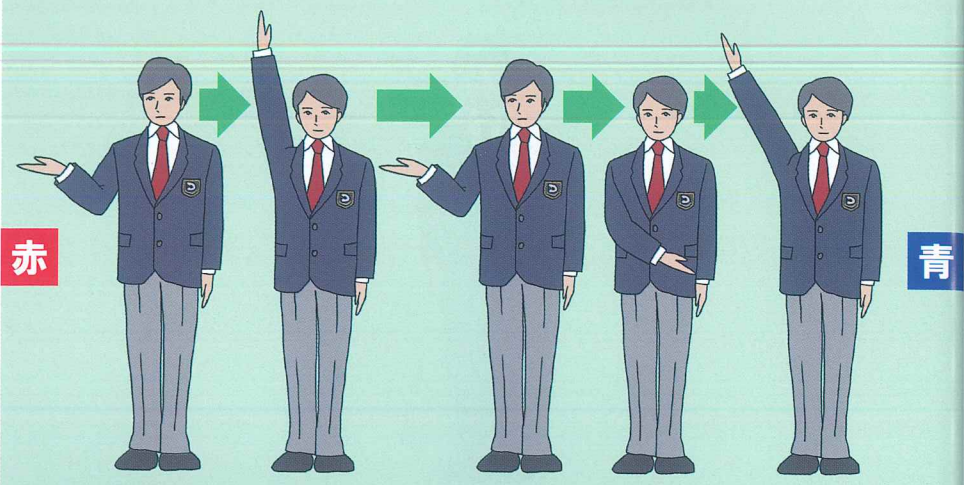


勝者の胸の高さに手掌を上にして手を出し決め技をコールし、真上に手を上げる。更に反対側の脇腹から斜め上に腕を伸ばす。

青

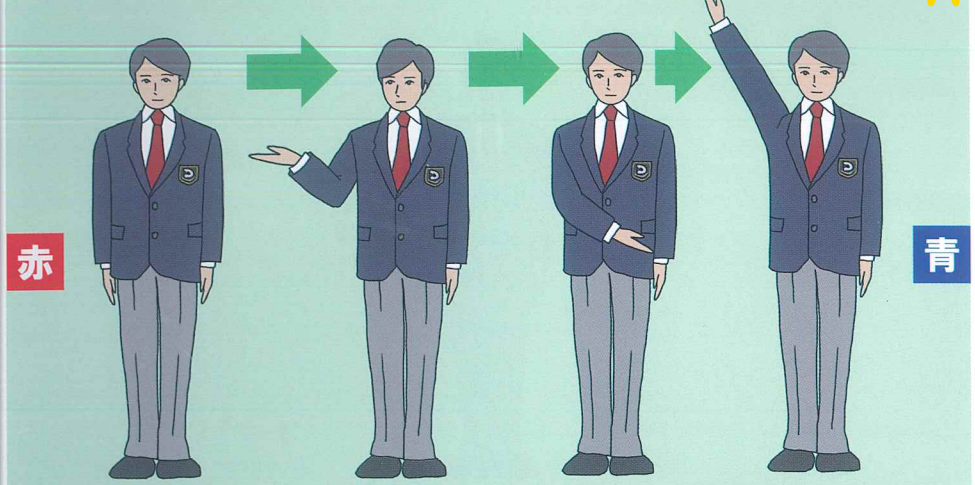


### 19 赤（青）3連続技1本、赤（青）の勝ち



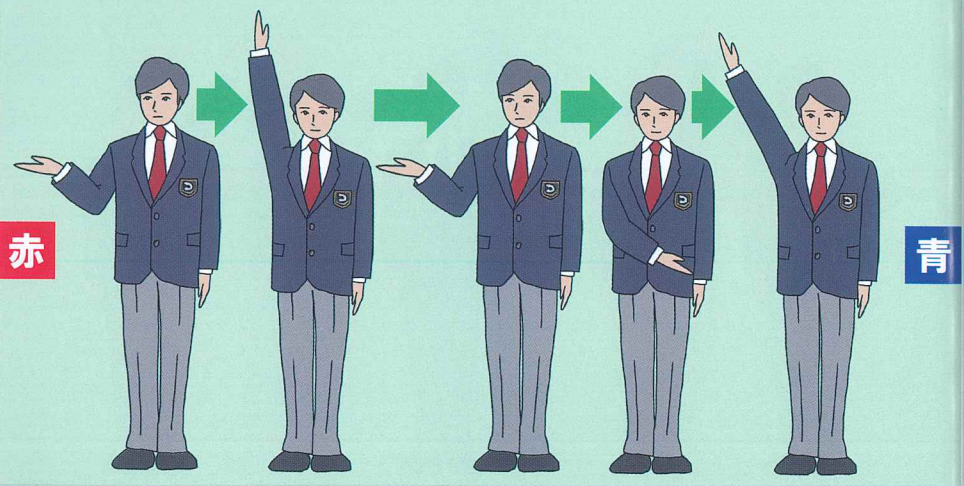
勝者の胸の高さに手掌を上にして手を出し「3連続技1本」とコールし、真上に手を上げる。更に反対側の脇腹から斜め上に腕を伸ばす。

### 21 ◎対○、赤（青）の勝ち



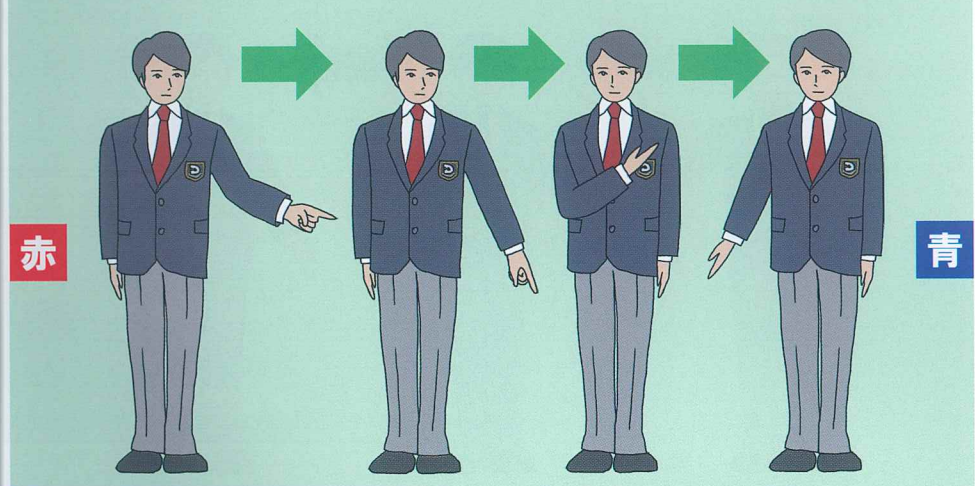
◎対○を告げた後、反対側の脇腹から斜め上に腕を伸ばす。

### 20 赤（青）5ポイント差1本、赤（青）の勝ち



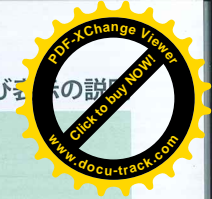
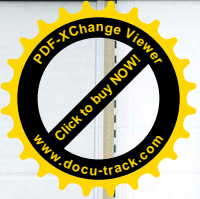
勝者の胸の高さに手掌を上にして手を出し「5ポイント差1本」とコールし、真上に手を上げる。更に反対側の脇腹から斜め上に腕を伸ばす。

### 22 青（赤）場外、赤（青）技有り



人差し指で腹部・場外を指した後、相手方の技有りを宣す。





### ②③ 青（赤）警告

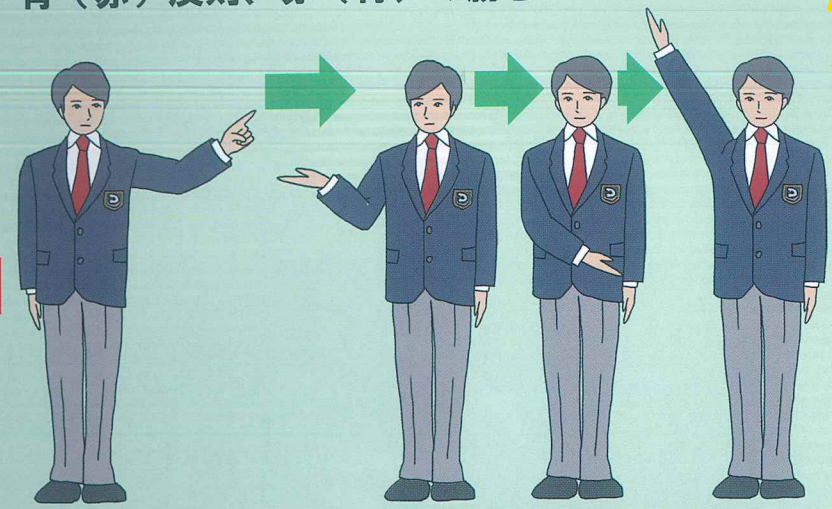
赤



人差し指で被警告者の腹部を指す。

### ②⑤ 青（赤）反則、赤（青）の勝ち

青 赤

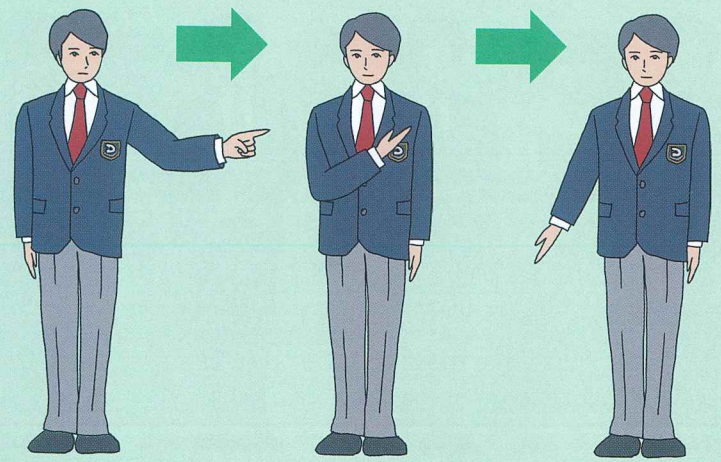


人差し指で反則者の顔を指した後、相手方の勝ちを宣する。

青

### ②④ 青（赤）反則注意、赤（青）技有り

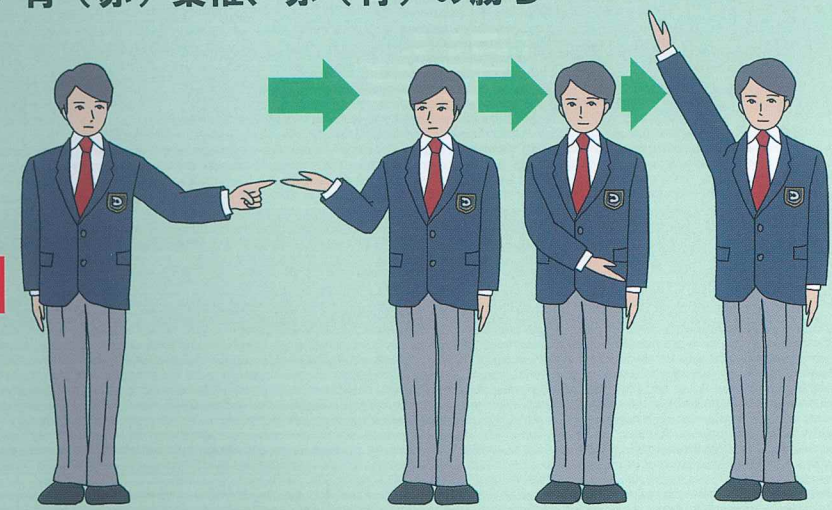
赤



人差し指で反則者の胸を指した後、相手側の技有りを宣する。

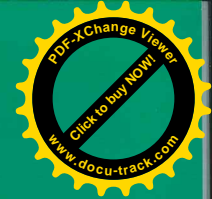
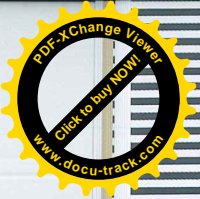
### ②⑥ 青（赤）棄権、赤（青）の勝ち

青 赤



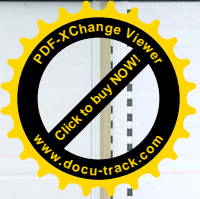
人差し指で棄権者の胸を指した後、相手方の勝ちを宣する。

青



# 3

## 審判規定



# 一般社団法人全日本硬式空手道連盟審判規定

(目的)

## 第1条

この規定は、硬式空手道精神を基調として、試合における審判技術の確立向上をはかり、公平かつ正確な審判を行う事、及び選手の試合中における規律ある行動の保持を目的とする。

(資格)

## 第2条

- ①前条の目的を達成する為、審判員及び監査役を設ける。審判員及び監査役は、公認制とし、別表の資格基準を準用する。
- ②公認全国審判員及び公認地区審判員並びに公認都道府県審判員は、所定の資格試験を受験し、資格を得るものとする。
- ③審判員及び監査役の任免は、大会会長名で行う。

(委員会)

## 第3条

- ①技術、審判関係の方針決定及び実施の為の機関として、審判委員会をおく。
- ②審判委員長は理事会が選任する。

(試合場)

## 第4条

- ①試合場は四角形コートとする。
- ②コートは、平坦な場所でマット等を使用した危険防止の処置をしたものとする。
- ③試合場の広さは、8m四方とする。ただし、少年部等の試合において、7m四方とすることもある。
- ④試合場の中央より正面に向かって、中心から左右にそれぞれ1.5mの間隔をおき、1mの平行線を引き、これを試合者の所定位置とする。



⑤試合場の中心より正面に向かって後方2mの所に0.5mの横線を引、これを主審の位置とする。

⑥副審は2名とし、主審定位置の左前方角と右前方角に立ち、適宜移動する。

⑦監査役及び記録席は、主審の後方で試合場外とする。

(試合者)

## 第5条

- ①試合者は、清潔な白無地の空手道着を着用し、その上に全硬連指定の安全防具を着用し、原則として赤、青（又は白（以下同じ））の紐を各々の帯又は防具に付ける等して、それぞれ区別する。
- ②試合者は、爪を短く切り、金属その他相手に危険を及ぼすような物は一切身につけてはならない。
- ③試合者は原則として、白の拳サポーター（原則として全硬連指定のもの）、金的カバー（男性）を着用する。但し、審判委員会の認める脛あてサポーターの着用は認める。

(審判員及び監査役)

## 第6条

- ①審判員は、主審1名、副審2名とする。
- ②審判員及び監査役は、審判委員会で定められた服装を着用しなければならない。原則として、制服は全硬連指定のもので、足は原則として白の運動靴を着用する。尚、審判員は腕時計等、選手に危害を及ぼす恐れのある物を身につけてはならない。
- ③試合の運行及び審判員の公正を図る為に、監査役を1名おく。

(試合の運行)

## 第7条

- ①各コートの試合の開始は、試合者が赤、青に分かれてコートの外に整列し、正面に礼、審判団に礼、お互いに礼により始まり、正面に礼、審判団に礼、お互いに礼をもって終了する。

- ②試合は試合者が所定の位置に立ち、主審に礼をした後、試合者相互が礼をし、主審の「勝負1本始め」の合図で開始する。但しその大会規定により主審に対する礼は省略する事が出来る。
- ③試合は、主審の「それまで」の合図で終了し、主審の勝敗の宣言を受け、主審に礼をした後、試合者相互が礼をし、握手をして終了する。但しその大会規定により主審に対する礼は省略する事が出来る。
- ④試合中の一切の運行は主審の指示によって行う。

#### (試合方法)

#### 第8条

- ①試合の種類は次のとおりとする。
  - (1) 個人試合
  - (2) 団体試合
- ②試合の方法は次のとおりとする。
  - (1) 試合は1本勝負
  - (2) ポイントによる勝負
- ③団体試合の出場選手は奇数とする。
- ④監督により定められた順序に従って、各個人の試合を行い、団体の勝負を定める。試合中、監督又は選手の判断により、試合順序を替えたとき、その団体は失格負けとする。
- ⑤試合は、勝者数法と勝ち抜き法の2種類とする。

#### (試合時間)

#### 第9条

- ①試合時間は原則として2分間とする。但し、その大会規定又は審判団の協議により時間、延長戦の有無を決定する事ができる。延長戦は、本戦のポイントと反則を引き継ぐ。
- ②個人戦の場合、延長戦は2回迄とし、原則として2分間とする。
- ③さらに勝負が決しない場合は、再延長戦を行う事ができる。再延長戦の時間等は大会規定で定める。尚、勝負が決しない場合は主審、副審、監査役の協議による。
- ④試合時間は、主審の試合開始の合図により計り始めるものとする。但し、事

故又は審判員の協議等により要した時間は除外する。

- ⑤計時係が試合時間満了の合図をしても、主審の「止め」がかかるまで継続しているものとみなす。
- ⑥計時方法は、主審がタイムをかけた時のみ計時を中断する「流し」方式と、主審が「止め」をかけた時は全て計時を中断する「正味」方式がある。どちらを採用するかは、大会によって定める。なお、タイムは、主審に代わり、監査役がかけることもできる。

#### (勝負)

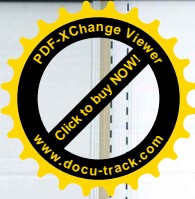
#### 第10条

- ①勝負は1本、あるいは判定による勝ち、或いは反則、失格による負けによって決定する。
- ②ポイントにおいては、ポイントの多い方を勝ちとする(5ポイントの差が生じたときは、1本となり試合は終了とする)。
- ③攻撃目標は、次のとおりとする。
  - (1) 安全防具面部(面部の顔面部及び顔面部から耳側部の部分)
  - (2) 安全防具胴部(胸部と腹部及び防具の側面)

#### (1本及び技有りの判定基準)

#### 第11条

- ①1本及び技有りの判定は次の各項による。
- ②以下の場合には1本とする。
  - (1) 基本的な正しい姿勢、かつ充実した気迫と適正なる間合いで有効な威力ある突き、蹴り、打ち、当てが定められた部位(相手の顔面、中段胸部と腹部)に十分コントロールして当て、極め、相手のバランスを崩し、倒し、残心を示した場合。
  - (2) 3連続技が確実に極まった場合(3連続技とは相手に技有りを3本連取し、その間相手の技有りを挟まない場合)。
  - (3) 5ポイントの差が生じた場合。
  - (4) 打撃技のダメージにより体がふらついている場合。



- ③技有りは、前項で決められた技で、1本に近い技である場合を技有りとする。この場合、上段の蹴り技は2ポイント、それ以外の技は1ポイントとする。
- ④また、相手が転倒した際（足払いに因らない転倒を含む）に、瞬間的に寸止めを極めた場合は、技有りとする。その際、完全制圧した場合（相手が仰向けになった場合等）は2ポイント、それに準じる場合は1ポイントとする。
- ⑤主審の「止め」の合図の後の技は一切認めない。但し、「止め」の合図と同時にかけた有効な技は認める。
- ⑥試合者双方が場外に出た時かけた技は無効とする。但し、攻撃した者が瞬間場内にあり、主審の「止め」の合図の前にかけた有効な技は認める。
- ⑦次の場合は充分であっても1本と認めない。
  - ・相手をつかんだ時（空手衣・安全防具）

(優劣の判定基準)

第12条

- ①試合時間内に1本、技有り、反則、失格負けの無い時は監査役、主審、副審が協議のうえ、次の各項により総合的に優劣を判定する。
- ②技有りに近い技の有無
- ③反則注意の有無
- ④逃避の有無
- ⑤試合態度の優劣
- ⑥技術の優劣
- ⑦気迫戦意の度合
- ⑧攻撃、手数の多少
- ⑨戦術の優劣

(禁止事項)

第13条

- ①禁止される技は次のとおりとする。
- ②安全防具以外の部位への直接加撃
- ③股間部への加撃（金的）

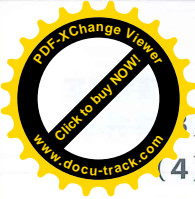
- ④背面への直接加撃
- ⑤転倒者への直接加撃
- ⑥下肢への蹴り技（足底での足払いは可、足甲での蹴りは不可）
- ⑦投げ技（但し、相手を掴まずに崩すことは可）
- ⑧バックハンド
- ⑨関節技
- ⑩頭部への膝蹴り
- ⑪手や腕で相手の頭を引き寄せての加撃
- ⑫開手技（中学生以下の場合）
- ⑬禁止される動作

- (1) 極端な場外逃避、時間を空費するための行為
- (2) 掴んだり組み付いたり、或いは暴力的な体当たり
- (3) 罵倒、挑発的言動、相手の人格を無視するような言動、態度
- (4) 技を決めた後、故意に試合場内を逃げ回ること
- (5) 無防備

(反則等)

第14条

- ①禁止事項を犯そうとしたり、又は犯したときは主審により反則注意を宣せられる。反則注意後、更に注意されるような事を犯すと反則負けとなる。
- ②軽微な反則については最初「警告」とし、その後反則をした場合「反則注意」の宣言を受け相手方に技有り（1ポイント）を与える。但し、反則行為が明らかに計画的で執拗を極めた場合は相手方に反則勝ちを与える。
- ③場外は1度目から場外の宣告をし、相手方に技有り（1ポイント）を与える。場外とは、片足1足がコートラインから外に出た場合を言う。
- ④次の場合は、直ちに失格を宣せられ負けとなる。この場合、監査役、主審、副審協議により、審判長の決裁を受け、以後の試合の出場停止をさせられる事もある。
  - (1) 空手道の権威を失墜する行為のあった時
  - (2) 試合中審判の指示に従わぬ時



- 3) 極端に興奮し、試合続行上有害と認められた時
- 4) 禁止事項を故意に無視する悪質な行為と認められた時
- 5) その他、この審判規定に定めた事項に違反していると認められた時

(試合中の負傷又は事故の生じた場合)

#### 第15条

- ①負傷が軽微で試合に耐えられるにも拘わらず試合の継続を拒み、又は、試合の中止を申し出た場合は、主審が監査役及び副審と協議の上、棄権とし相手方の勝ちとする。
- ②負傷の場合、試合を継続することが出来ない時は、その原因が一方の責任でなく双方の責任の場合、若干時間を取り様子を見て判断する。尚、試合の継続が不可能な時は、主審、監査役、副審が協議しそれまでの試合の優劣で決める。
- ③試合中相手方より金的を蹴られ、試合の続行が出来なくなった場合蹴られた選手に1ポイントを与え、若干時間を取り様子を見る。それでも試合続行が不可能な場合は、蹴られた選手が金的カバーを付けていれば相手方の反則負けとなり、付けていなければ試合放棄として相手方の勝ちとなる。
- ④負傷又は負傷以外の事故で試合を継続する事が不可能になり、試合の中止を申し出た者は棄権とし、相手方の勝ちとする。
- ⑤負傷の場合、その大会の医師より、試合中止の宣告を受けた者は、試合を継続する事ができない。

(異議の申し立て)

#### 第16条

- ①試合者は、主審の宣告に対して直接異議の申し立てはできない。
- ②審判員の判定が、明らかに試合審判規定に違反していると認められた場合は、直ちに試合者所属の責任者(通常監督)又はセコンドは監査役に対し異議の申し立てを行う事ができる。
- ③前項の責任者は、登録制とする。



(その他)

#### 第17条

- ①本規定により決定する事が出来ない場合、又は、実施に関し疑義がある場合は、主審、副審、監査役が審判長と協議のうえ処理する。
- ②大会試合においては、緊急の時に備え医師を依頼しておく事。又、選手全員に対しスポーツ保険に加入し、事故に備え万全を期する事。

(審判規定の改正)

#### 第18条

この規定の改正は、理事会の決議を必要とする。

附則 この規定は2021年12月5日から施行する。

- ① 審判員は競技場内の定位置に立つ。
- ② 主審は競技者の等距離、副審は競技場周囲線外付近に位置する。
- ③ 主審は競技者が「注意」宣告に近い「技」「言動」「態度」があった時、又は、礼法、装具形式に欠けると見なされる時は、これを指摘して指導する。
- ④ 監査役は競技係員の横に位置し、主審への助言、競技中の装具の異常注意と勧告、競技係員の観察と記録の検査署名、誤審に関する事後処理等を行う。
- ⑤ 監査役は原則として、競技中の判定に加わらない。但し、主審に指示助言を求められた時は、直ちに指示によってこれに応じ、又、招集による時は自席の前で、主審、副審の意見を調整する。
- ⑥ 主審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。

「1本」 掌を内側に向け、顔の横に腕を真直ぐに上げる。

「技有り」 1の場合 掌を上側に向け、胴の斜め下に腕を伸ばす。

「技有り」 2の場合 掌を上側に向け、胴の真横に腕を伸ばす。

「技有り」 3の場合 掌を上側に向け、肩口斜め上に腕を伸ばす。

「相打ち」の場合 両者に「技有り」を宣する。

\*主審と副審は同じ持ち点を有し、原則として多数決によって判定する。多数決によらない判定を行う場合、主審は副審を招集し、協議する。但し、協議は試合の流れを止める虞もあり、少ない方が望ましい。そのため、主審と副審の認識が常に一致するよう、審判員は研鑽を積む必要がある。

- ⑦ 副審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。

「1本」「技有り」に対しては前6項目に準じ、赤、青の旗で行う。  
「見えない」場合は、赤、青の旗を目の前で×字に合わせる。片方の選手の技のみ見えない場合は、その選手側の旗を内側に傾ける（片手で×字の半分を作る）。
- ⑧ 主審の試合進行に問題が生じた時（選手の防具に不備があることに気付かない場合や、副審との多数決に反する判定をした場合など）、副審は旗を叩いてアピールする。

- ⑨ 審判長及び監査長は、審判員並びに監査役の判定内容に個人差がはななく、競技上不適当と判断した時は、直ちに協議し処置する。

### 「1本の参考例」

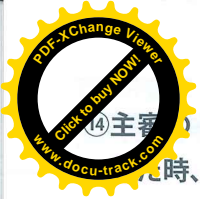
- ① 当身技のみで打倒した時
- ② 3連続技が確実に極まった時
- ③ 5ポイント差が生じた時

### 「1本の協議参考例」

- ① 転倒はしないが、足がふらついている時
- ② 1本によって勝敗が逆転宣告されるとき
- ③ 上段蹴りが極まった時

### 「禁止事項及び技有りの参考例」

- ① 相手が倒れた時、寸止めに留め、加撃はいけない
- ② 相手の背部への加撃は、1項に準ずる
- ③ 相手の頭頂部、耳部、頸部への加撃はいけない
- ④ 掌、平手での横打ち及び乱打はいけない 但し、高校生以上の掌底打ちは認める
- ⑤ 投げ技はいけない 但し、相手を掴まずに崩すことは可
- ⑥ 下肢への蹴りはいけない
- ⑦ バックハンドはいけない
- ⑧ 軽い技、不安定な姿勢での技、制御されてない技、戻りの無い技、反則につながる技は認めない
- ⑨ 連撃、連打の「技有り」は、よく極まったとみなされる加撃のみ「技有り」とする
- ⑩ 相突き、相打ち、相蹴りは双方「技有り」をとる
- ⑪ 「技有り」の宣告は極まった順番に行う
- ⑫ 胴廻し回転蹴りは認める
- ⑬ 技を極めた後に膝等を着いた場合もポイントとして認める



④主審「止め」のタイミングは、技が極まった時、或いは一方の選手が転倒した時、又はクリンチした時から、「1、2、止め」とする

**要 点**

- 2分間1本勝負制（原則）
- 加点方式
- 技有りは1点とする。但し上段蹴りは2点とする
- 3連続技が極まった時1本とする
- 5点以上の差を生じた時1本とみなし試合終了
- 場外は相手に1点与える
- 相手が転倒した場合の寸止めは完全制圧で2点、それに準じるものは1点
- 反則注意は2回で失格負けとする
- 延長戦は先取り勝負としない（原則）

**資格基準（別表）**

**（審判員）**

種 別	年 齢	空 手 歴	審 判 歴	
全国審判員	A級	25歳以上	8年以上	全国審判員B級2年以上
	B級			全国審判員C級1年以上
	C級			地区審判歴2年以上
地区審判員			都道府県審判歴2年以上	
都道府県審判員				

※上記審判歴は、公式大会で審判員を所定の回数（具体的には審判委員会が定める）を務めることを前提とする。

**（監査役）**

監査役（共通）	25歳以上	全国審判員C級以上の資格を有する者（但し、審判講習会を受講していることが条件）
---------	-------	---